

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 契約・取引の実務について（定型約款）
- II. 減価償却資産による節税
- III. 本当に外注費で大丈夫ですか？
- § 経営セミナーのご案内

[今月のトピックス]

- ・日本政策金融公庫情報コーナー
- ・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 契約・取引の実務について（定型約款）

—— 改正民法でここが変わる！ ——

9月号、10月号に引き続き今月も民法改正について取り上げます。今月は定型約款について掲載します。改正民法では、定型約款に関する条文が設けられましたので、そのあたりの内容を詳しく見ていきましょう。

■約款に対する規制？優遇？

もともと、契約は、双方当事者が契約の内容を理解して合意するものです。しかし、約款を用いた契約では、一方当事者があらかじめ用意して交渉のない約款で「この約款をつかいますよ」という程度の合意しかないので、契約の拘束力の根拠が不明でした。

現行法の下では、約款は漠然と社会一般で拘束力があるように扱われていましたが、明確な法的根拠で支えられていませんでした。

改正法では、約款を用いた契約でも、定型約款に該当する約款については、約款を契約の内容にするための一定の手続きをとれば、契約の拘束力が生ずることを規定しました。

約款を使わないとしたら、全て個別合意をとることになるので、全ての条項を相手に読んで確認してもらうことになりかねませんが、現実離れしています。

今回の改正は、約款が契約になることを規定し、現代社会に合わせた整備をしたものにすぎません。この点では、約款を優遇したルールです。

なお、定型約款というのは、約款のうち、特にコアとなるもののみを規定したというわけですが（改正法548条の2第1項本文）。

■定型約款を契約の内容にするには？

定型約款を契約の内容にするためには、①定型約款を契約の内容にする旨の合意をすること、又は②定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたことが必要です（改正法 548 条の 2 第 1 項 1 号・2 号）。

これらの簡易な手続きを行えば、相手方は定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなされます（みなし合意）。しかし、これを忘れると、相手方は合意していないこととなりますから大変です。

例えば、顧客からサインをもらう用紙に「契約内容は当社の約款によることに同意します」などのチェック欄を設けることを忘れずに対応しましょう。オンラインでは、従来どおり「利用規定はお客様との間の契約内容となります」「利用規定に同意します」などにチェックしてから同意してもらうように対応しましょう。

■不当条項・不意打ち条項

定型約款は、契約の相手方に「この定型約款を契約の内容にしますよ」と表示さえすれば、相手方が定型約款を読んでいなくても、契約の内容になりますから、相手方は定型約款が合理的な内容であると信頼しています。

それなのに、あまりに不当な条項や、相手に不意打ちとなる条項を設けては、定型約款全体に対する社会の信頼を失います。この点では規制ともいえますが、もともと、従前の実務でも不当な約款の条項は、信義則違反や公序良俗違反を理由に効力が否定されることがありましたから、その確認をただけであるともいえます。

そこで、定型約款では、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重するなど、相手方の利益を一方的に害する条項は、合意をしなかったものとみなすと規定しています（みなし合意からの除外/改正法 548 条の 2 第 2 項）。

Ⅱ . 減価償却資産による節税

—— 少額減価償却資産の特例を中心に ——

確定申告の時期が近づいてきましたので節税に関心がある経営者様も多いかと思います。そこで今からできる簡単な節税方法として減価償却資産による節税をお話ししたいと思います。

■減価償却とは

減価償却ってよくわからない、現金などで何かを買った場合、お金が出ているからその時点で経費（費用）とならないの？とお考えの方のいらっしゃると思います。そこでまず減価償却資産（減価償却費）とは何かを簡単にお話します。

減価償却とは、固定資産など（土地を除く）で時の経過とともに古くなっていく（価値が減っていく）資産

を経過に合わせて費用化していく方法です。対象の固定資産等を減価償却資産といい、費用化していくときの費用額を減価償却費といいます。車を買って新車のまま置いておいても価値が減っていくのとよく似ていますね。何年式などの考えのベースは減価償却制度に近いです。ですから節税だといって高額な固定資産を購入しても支払った金額全てがその年の費用になるわけではありません。一旦資産に計上して毎年少しずつ減価償却費として費用化して資産価値を減価させていくのです。しかし、全ての固定資産について減価償却手続（一旦資産に計上して毎年価値の減価部分だけ費用化する）をとっていると手間がかかるので10万円未満の資産は購入した際に全額費用計上ができ、20万円未満のものは3年で均等割りして費用化できるという制度となっています。

■少額減価償却資産の特例

さらに中小企業等では30万円未満の減価償却資産を購入した場合、購入時に全額費用計上できる特例「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」があり、節税対策に有効です。しかしこの特例には様々な適用要件がありますので注意が必要です。

まず、適用できる中小企業等とは青色申告をしている資本金が1億円以下の会社です。またこの特例は期間限定の法律で平成30年3月31日までの間（時限立法ですが、過去何度も期限が延長されてきています）に取得をして事業の用に供した場合となっています。

適用対象資産は有形固定資産のほかソフトウェア、特許権、商標権などの無形固定資産、リース取引によって取得した資産や中古の資産も対象となっています。適用総額は300万円が限度（一個30万円の資産なら30万円×9個=270万円<300万円）となり、超過すればその資産（10個目からは先に説明しました減価償却制度を適用することになります。

■少額減価償却資産の特例と減価償却制度との適用関係

資産金額が30万円以上であれば、特例の適用はできませんので通常の減価償却制度の適用となり、耐用年数にわたって費用化します。20万円以上30万円未満の場合は特例と通常の減価償却制度との選択適用となり、10万円以上20万円未満の場合は3年で均等割りの制度、特例、通常の減価償却制度と3つの制度との選択適用となります。10万円未満の場合は3年で均等割りの制度、特例、通常の減価償却制度、10万円未満の全額費用計上制度の4つの制度との選択適用です。

特例は明細書などを添付する必要があるのでこの場合は10万円未満の全額費用計上の制度を選択すれば簡単です。上記の例では、30万円の資産の10個目からは通常の減価償却制度の適用となります。

■まとめ（注意点）

節税といっても購入するためには現金等が必要となりますので、不必要な資産は購入しないことです。また、例えば中古の安い自動車を節税対策のためにと購入しても維持費がその後にかかりますのでその後の費用も考えなくてははいけません。将来の収益に貢献しないものはなるべく購入しないようにしたほうがいいです。

また一時に全額が費用計上できるということは、次年度以降は償却費が計上できないということなので、次年度大幅に利益が増加し節税対策が今年よりも切実になるという場合は特例の適用をしない方がいいときもあります。



日本政策金融公庫情報コーナー

■融資は使い道が明確な方が多く借りられます

日本政策金融公庫（公庫）や銀行、信用金庫などの金融機関からお金を借りる場合には、何に使うために借りるのかを聞かれます。飲食店や、整骨院、美容室など、何にいくら使うのかを想像しやすいものについては、多くのお金を借りやすいです。飲食店を例にご説明致します。飲食店を開業する際に何が必要になるでしょうか。おそらく、お店の内装工事代、冷蔵庫やガスコンロなど、人件費、広告宣伝費、テナントの契約金など、誰が開業しても基本的に同じようなものが必要となるでしょう。上記のものを合計すると500万円から1,000万円程度かかることから 融資も1,000万円程度借りられる可能性が高いです。もちろん、自己資金がゼロでは借りられません。つまり、公庫や銀行の立場からすれば、貸したお金の使いみちが明確になっているため、多額のお金を貸しやすいのです。設備投資がある企業は、創業時でも多くのお金を借りやすく、設備投資がない企業は、創業時に多くのお金を借りにくくなっております。もっとたくさん借りたい場合には、半年から一年程度で、実績をつけ、その実績を根拠に、追加の融資を願いますとよいのではないのでしょうか。

Ⅲ. 本当に外注費で大丈夫ですか？

— 給与課税とされないために —

会社を経営している上で、外注費を支払うケースも多いかと思いますが、外注費については、税法上「これが外注費です」といった明確な定義がありません。契約内容や業務実態など客観的な事実関係で判定がされます。そのために気をつけておかないと「個人事業主への外注費の支払い」については給料として取り扱われてしまう可能性があり、「消費税の課税仕入れとならない」や「源泉徴収の義務の発生」といった不利な取り扱いを受けてしまうことにもなりかねません。そこで、今回は「外注費と給与の違い」について、今一度ご確認をしていただきたいと思います。

■請負契約と雇用契約の違い

外注費は「請負契約に基づく報酬の支払い」であり、給与は「雇用契約に基づく報酬の支払い」となります。それでは請負契約を結んでおけば外注費になるのかといえばそうではなく、下記の要件などを総合的に判断して「実質的に判定する」ことになっています。

なお、請負契約とは「請負人が仕事の完成を約束して、注文者がこの仕事の完成に対する報酬を支払う契約」をいいます。

1. 他人が代替して業務を行うことが認められるか。つまり、本人（受託者）が急病などの場合に、本人が他人を手配して業務を行うことが認められるかどうか

2. 報酬支払者から作業時間を指定されるか、報酬が時間を単位として計算されるかどうか
3. 作業の具体的な内容や方法について指揮監督を受けるかどうか
4. まだ引き渡しを完了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払いを請求できるかどうか
5. 材料又は用具等を報酬の支払者から供与されているかどうか

上記をまとめると「外注費が出来高に対する報酬の支払い」であり、「給与が時間労働に対する報酬の支払い」であるということが重要なポイントであるといえます。

■書類の保存

契約書、請求書及び領収書などの保存も重要な要素になってきます。請求書及び領収書については外注先に支払の都度作成してもらいましょう。また請負契約書も作成して委託内容や報酬の計算方法などを明確にしておきましょう。

■最後に

万が一税務調査で指摘され「給与課税」されることになった場合、過去数年間分において数十万、数百万円といった単位で追徴課税されることもあり、経営に致命的なダメージを与える結果にもなりかねません。そのために経営者の方々におかれましても、常日頃からご関心を持っていただきたいと思います。



厚生労働省情報コーナー

■厚生年金保険料はなぜ上がるのか？

毎年7月に届出する算定基礎届の結果を基に、9月分から新たな等級に基づいた社会保険料に変更となりますが、同じ9月分から変更となる厚生年金の保険料率は毎年少しづつ上昇しています。今年も9月分から厚生年金保険料率が0.354%上昇しますが、そもそもなぜ保険料があがるのでしょうか。実は平成16年の法律改正により、平成16年から平成29年まで、毎年厚生年金・国民年金共に保険料をアップすることが決められました。その理由は「長期的に財政の均衡が保たれねばならないから」と定義づけられています。年金事業は基本的に現役世代がお年寄りを支えているという「世代間扶養」の考えの上に成り立っています。今後の見通しとしては、少子高齢化がさらに進む中でこの「世代間扶養方式」が平成29年以降も保険料変更なしに維持できるというのは楽観的すぎる見方でしょう。保険料がさらに上がったり、保険料方式から税方式となって強制的に財源が確保され、ベーシックインカム化等にも変わるかもしれません。



今月のブックマーク

本や音楽、映画などで「著作権」という言葉を耳にすることがあります。企業における創造性を発揮した情報成果物の権利関係について、高い意識を持たれている方も多いのではないのでしょうか。著作権情報センターには著作権に関する基礎知識のほか、多くの方が疑問を持たれている部分について Q&A で書かれておりますので参考にいただければ幸いです。

「公益社団法人著作権情報センター 著作権って何?」

<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/index.html>

経営者向け“学びの場” のご紹介

「なにわマーケティング大学 2017」を開催！

(大阪府商工労働部主催)

平成 23 年度より開講し、7 年目となる講座が本年度も 7 月から開講されています。「作る前に考える」「売る前に考える」「売ってみてからさらに考える」をコンセプトとした好評講座です。経営変革に活用してみたいかがでしょうか。

(5つの講座から自由に選択可)

- 【講座名】
- ・売れるマーケティング発想講座
 - ・売れるブランディング講座
 - ・売れるプライス戦略講座
 - ・売れる Web マーケティング講座
 - ・売れる販促広報実践講座

【対象】 経営者・経営幹部 各講座/定員 30 名 (有料)

※お問い合わせ 大阪府中小企業支援室 06-6210-9494

以上、詳しくは **TFG** 共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFG では経営管理システムの一環として国際基準の ISO にも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関するコンサルティング業務も、ご遠慮なくご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐